

令和6年度省エネ家電買い替え事業補助金 よくある質問

Q 1 新居への引越しを機に、冷蔵庫を買い替えしました。補助対象になりますか。

A 対象になります。

補助対象者は、令和6年7月1日以降に、自らが居住する兵庫県内の住宅で使用している家庭用冷蔵庫をリサイクル処分し、さらに買い替えた冷蔵庫も同住宅(=自らが居住する兵庫県内の住宅)に設置する者です(要綱第2条第1号参照)。

※ 旧住宅で冷蔵庫を処分し新住宅に買い替えた冷蔵庫を設置する場合、引越し前の住所も確認できる住民票等の添付が必要です。

Q 2 6月末に冷蔵庫を購入し、設置日が7月1日以降の場合、補助の対象になりますか。

A 補助の対象にはなりません。新しい冷蔵庫の購入日が7月1日以降の方のみ対象となります。

Q 3 補助金の申請書類はどこで入手できますか。

A 補助金交付申請書は、(公財)ひょうご環境創造協会のホームページから「令和6年度省エネ家電買い替え促進事業」の様式がダウンロードできます。

Q 4 うちエコ診断の受診は必要ですか。

A うちエコ診断の受診が補助金申請の要件ですので、必ず受診してください。

診断は原則として、スマートフォンやパソコンでのオンラインによる受診となっています。

オンライン診断ができない方は、当協会へご相談ください。

〈連絡先〉神戸市須磨区行平町 3-1-18 TEL 078-735-2738

Q 5 新評価の省エネ基準達成率 100%以上で省エネ性マークが緑色のものの冷蔵庫の一覧はありますか。

A 資源エネルギー庁のホームページ「省エネ型製品情報サイト」にあります。

URL:<https://seihinjyoho.go.jp>

Q 6 申請書類1の添付のうち、住所確認の公的書類は、健康保険証の写しでも可能ですか。

A 可能です。ただし、住所を確認しますので、保険証の両面をコピーしてご提出してください。

Q 7 補助申請の受付締切りが早まることがありますか。

A 予算の都合により、早めに締め切ることがあります。
その場合には、(公財)ひょうご環境創造協会のホームページでお知らせします。

Q 8 領収書の金額は、冷蔵庫以外の商品代が含まれていても良いですか。

A 冷蔵庫以外の商品代金が含まれている場合には、ただし書きに冷蔵庫本体価格、消費税、その他の価格を記入してください。

Q 9 家電リサイクル券排出者控えの料金欄は、全て記載しないといけませんか。

A 再商品化等料金、収集・運搬料金、消費税、合計の各欄の全て記入してください。